

## 議案第16号

渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例の一部を改正する条例

第1条 渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例（令和元年渋川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4月から10月までは午前9時から午後9時まで、11月から3月までは午前9時から午後8時30分まで」を「午前10時から午後8時まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

利用者区分	使用料（1人1回）
大人	410円
小人	200円
障害者及び市内高齢者	100円

備考

- 1 小人とは、小学生をいう。
- 2 小学生未満の者の利用に係る使用料は、無料とする。
- 3 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- 4 市内高齢者とは、65歳以上の市内居住者をいう。
- 5 この表に定める使用料には、渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の規定により課される入湯税を含む。

第2条 渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

利用者区分	使用料（1人1回）	
	市内	市外
大人	500円	800円
小人、障害者及び高齢者	250円	400円

別表備考第5号を同表備考第6号とし、同表備考第4号中「市内高齢者」を「高齢者」に、「以上の市内居住者」を「以上の者」に改め、同号を同表備考第5号とし、同表備考中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 市内とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者をいい、市外とは、その他の者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和6年7月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例第8条の規定は、第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用料について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例の規定により発行されている回数利用券は、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。
- 4 第2条の規定による改正後の渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例第8条の規定は、第2条の規定の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

## 理 由

開館時間及び使用料の見直しにより、施設運営の適正化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第 1 条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																									
<p>（開館時間） 第 3 条 石段の湯の開館時間は、<u>午前 10 時から午後 8 時まで</u>とする。 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>別表（第 8 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用者区分</th> <th style="text-align: center;">使用料（1 人 1 回）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">4 1 0 円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td style="text-align: right;">2 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>障害者及び市内高齢者</td> <td style="text-align: right;">1 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小人とは、小学生をいう。</li> <li>2 小学生未満の者の利用に係る使用料は、無料とする。</li> <li>3 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</li> <li>4 市内高齢者とは、65 歳以上の市内居住者をいう。</li> <li>5 この表に定める使用料には、渋川市税条例（平成 18 年渋川市条例第 56 号）の規定により課される入湯税を含む。</li> </ol>	利用者区分	使用料（1 人 1 回）	大人	4 1 0 円	小人	2 0 0 円	障害者及び市内高齢者	1 0 0 円	<p>（開館時間） 第 3 条 石段の湯の開館時間は、<u>4 月から 10 月までは午前 9 時から午後 9 時まで、11 月から 3 月までは午前 9 時から午後 8 時 30 分まで</u>とする。 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>別表（第 8 条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用者区分</th> <th style="text-align: center;">金額（1 人 1 回）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">4 1 0 円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td style="text-align: right;">2 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>障害者及び市内高齢者</td> <td style="text-align: right;">1 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小人とは、小学生をいう。</li> <li>2 小学生未満の者の利用に係る使用料は、無料とする。</li> <li>3 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</li> <li>4 市内高齢者とは、65 歳以上の市内居住者をいう。</li> <li>5 この表に定める使用料には、渋川市税条例（平成 18 年渋川市条例第 56 号）の規定により課される入湯税を含む。</li> </ol> <p>2 回数利用券（1 冊につき）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用者区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: right;">3, 100 円</td> <td style="text-align: center;">10 枚つづり</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td style="text-align: right;">1, 500 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小人とは、小学生をいう。</li> <li>2 この表に定める使用料には、渋川市税条例の規定により課される入</li> </ol>	利用者区分	金額（1 人 1 回）	大人	4 1 0 円	小人	2 0 0 円	障害者及び市内高齢者	1 0 0 円	利用者区分	金額	摘要	大人	3, 100 円	10 枚つづり	小人	1, 500 円	
利用者区分	使用料（1 人 1 回）																									
大人	4 1 0 円																									
小人	2 0 0 円																									
障害者及び市内高齢者	1 0 0 円																									
利用者区分	金額（1 人 1 回）																									
大人	4 1 0 円																									
小人	2 0 0 円																									
障害者及び市内高齢者	1 0 0 円																									
利用者区分	金額	摘要																								
大人	3, 100 円	10 枚つづり																								
小人	1, 500 円																									

湯税を含む。

渋川市伊香保温泉浴場石段の湯条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行	
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）	
利用者区分	使用料（1人1回）		利用者区分	使用料（1人1回）
	市内	市外		
大人	500円	800円	大人	410円
小人、障害者及び高齢者	250円	400円	小人	200円
			障害者及び市内高齢者	100円
備考			備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者をいい、<u>市外とは、その他の者をいう。</u></li> <li>2 (略)</li> <li>3 (略)</li> <li>4 (略)</li> <li>5 高齢者とは、65歳以上の者をいう。</li> <li>6 (略)</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 (略)</li> <li>3 (略)</li> <li>4 <u>市内高齢者とは、65歳以上の市内居住者をいう。</u></li> <li>5 (略)</li> </ol>	